

高梁市務部監理課

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価及び調査設計業務等の技術者基準日額」の運用に係る特例措置について

標記の件について、国及び岡山県が措置を講じることに伴い、本市においても同様の措置を行うことといたしましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 特例措置の内容

令和5年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務単価を適用しているものについて、受注者からの協議請求により、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された工事価格等に基づく請負代金額等に変更する。

2. 対象工事等

令和5年3月1日以降に契約を行った工事請負契約、委託契約等のうち、旧労務単価を適用して工事等の価格を積算しているもの。

ただし、変更協議書の提出前に工事等の完成の届出がなされた場合及び、工事価格等の積算において、労務単価が明示されていない場合は対象外とする。

3. 契約変更の請求

受注者は、工事請負契約書にあっては66条、その他の契約にあっては、「契約に定めのない事項についての協議」に基づき協議を行う。

4. 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額等については、次の方法により算出する。

$$\text{変更請負代金額等} = \text{変更工事価格等} \times \frac{\text{当初請負工事価格等}}{\text{当初工事価格等}} \times (1 + \text{消費税等の率})$$

5. 協議請求の期限

今回の特例措置に係る請負代金額等の変更協議開始期限は、契約締結後2ヶ月若しくは完成の届出がなされるまでのいずれか早い時期とする。

なお、特例措置の趣旨を踏まえ、早急な協議が望ましい。

《問い合わせ先等》  
高梁市総務部監理課 契約管理係  
連絡先：21-0235